

既設の地下タンクの流出防止対策について！



近年危険物施設の流出事故が増加傾向にあり、平成21年中の全国における危険物流出事故360件の中で腐食劣化が原因によるものが約30%（109件）を占めており、さらにこの内の50%（54件）が地下タンク貯蔵タンクから発生しております。

このような状況を踏まえ、消防法が改正され、既設の地下タンクの流出防止対策について、平成23年2月1日から施行されることとなりました。また、改正後の規定が適用されるタンクについては、平成25年1月31日までは経過処置がもうけられておりました。

この度、当該経過措置期限が終了したことから、その旨をお知らせいたしますとともに、今後の対応についてお願いを申し上げます。

平成25年2月1日以降に必要な措置を講じなければならないタンクの所有等の皆様におかれましては、必要とされる措置を早期に講じていただきますようお願いいたします。

■ 法令上の取扱いについて

経過措置期限（平成25年1月31日）までに、必要な措置を講じることができなかった場合、平成25年2月1日以降、法令に定める技術上の基準に適合しないタンクとなりますので、法令違反となります。

なお、年数その他により平成25年2月1日以降において、順次、法令の適用を受けることとなるタンクも同様となりますので留意してください。

【措置を講ずる必要があるタンクは、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下タンクのうち次のとおりです。】

【腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件】

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0 mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm未満
	強化プラスチック	4.5 mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5 mm未満
《腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置》 <u>内面ライニング</u> 又は <u>電気防食</u>		

【腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク等の要件】

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上のもの	モルタル	8.0 mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm以上
	強化プラスチック	4.5 mm以上 12.0 mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5 mm以上
	モルタル	6.0 mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5 mm未満
	強化プラスチック	4.5 mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0 mm未満
	モルタル	4.5 mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5 mm未満
《腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置》 <u>内面ライニング</u> 若しくは <u>電気防食</u> 又は <u>危険物の微小な漏れを検知することができる常時監視装置の設置</u> （注） （注）例えば、高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計などが該当します。		



ご不明な点がございましたらこちらまでご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

印西地区消防組合
消防本部予防課 危険物係
TEL 0476-46-9976
FAX 0476-46-9914